

## 第9回議会改革調査特別委員会会議記録

日 時 令和5年11月24日（金曜日）

午後 1時 0分 開会

場 所 水戸市議会 全員協議会室

午後 2時28分 散会

### 付託事件

#### (1) 議会の改革に関すること

#### 1 本日の会議に付した事件

(1) 水戸市議会ハラスメントの根絶及び防止に関する条例（素案）の検討について

(2) その他

#### 2 出席委員（26名）

|       |             |         |               |
|-------|-------------|---------|---------------|
| 委 員 長 | 綿 引 健 君     | 副 委 員 長 | 佐 藤 昭 雄 君     |
| 委 員   | 池 田 悠 紀 君   | 委 員     | 中 庭 由 美 子 君   |
| 委 員   | 土 田 記 代 美 君 | 委 員     | 田 中 真 己 君     |
| 委 員   | 渡 辺 欽 也 君   | 委 員     | 細 谷 智 宏 君     |
| 委 員   | 打 越 美 和 子 君 | 委 員     | マ ー サ ー 川 又 君 |
| 委 員   | 森 智 世 子 君   | 委 員     | 滑 川 友 理 君     |
| 委 員   | 萩 谷 慎 一 君   | 委 員     | 田 尻 由 紀 子 君   |
| 委 員   | 森 正 慶 君     | 委 員     | 後 藤 通 子 君     |
| 委 員   | 鬼 澤 真 寿 君   | 委 員     | 藤 澤 康 彦 君     |
| 委 員   | 小 泉 康 二 君   | 委 員     | 須 田 浩 和 君     |
| 委 員   | 鈴 木 宣 子 君   | 委 員     | 高 倉 富 士 男 君   |
| 委 員   | 黒 木 勇 君     | 委 員     | 袴 塚 孝 雄 君     |
| 委 員   | 安 藏 栄 君     | 委 員     | 松 本 勝 久 君     |

#### 3 欠席委員（1名）

委 員 田 口 文 明 君

#### 4 委員外議員出席者（なし）

#### 5 説明のため出席した者の職、氏名

議会事務局長 天 野 純 一 君 総務課長 加 藤 清 文 君

議事課長 大 嶋 実 君

#### 6 事務局職員出席者

総務課長補佐 吉 田 友 洋 君 議事課長補佐 綱 島 卓 也 君

議事係長 武 井 俊 夫 君 書記 檜 原 和 則 君

書 記 昆 節 夫 君

午後 1時 0分 開会

○綿引委員長 引き続き、お疲れさまでございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから第9回の議会改革調査特別委員会を開催いたします。

議事に先立ちまして、田口文明委員が欠席との連絡がありましたので、御報告申し上げます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の案件は、お手元に配付いたしました日程のとおり、水戸市議会ハラスメントの根絶及び防止に関する条例（素案）の検討についてほか1件でございます。

初めに、1番の水戸市議会ハラスメントの根絶及び防止に関する条例（素案）の検討についてであります。

本件につきましては、前回の特別委員会におきまして条例（素案）について御協議をいただき、各会派等で持ち帰り検討となっているところでございます。

これまでの御意見を踏まえまして、正副委員長におきまして修正（案）を作成し、お手元に資料を配付いたしました。

それでは、修正（案）について事務局から説明させます。

○大嶋議事課長 それでは、特別委員会資料①に基づきまして、条例の素案2につきまして御説明申し上げます。

前回の特別委員会でお示しいたしました素案からの主な変更点につきまして網かけで表示してございますので、こちらを中心に御説明申し上げます。

まず、条例のタイトルでございます。前回の素案では、ハラスメントの根絶及び防止に関する条例となっておりました。こちらにつきましては、市長部局の法制担当とも協議を進める中で、根絶と防止は並列の関係ではなく、防止する措置を講じることによって根絶することが可能となる、言わば手段と目的の關係に近いということから、表現を改めたほうがよいとの結論に至りまして、条例のタイトルをハラスメントの根絶に関する条例といたしております。

タイトルの修正にあわせまして、第1条におきましてハラスメントを防止する措置を講じることによって、議会からハラスメントを根絶し、より一層市民に信頼される議会を実現することを目的として修正をしております。

次に、第2条の第1号から第3号に記載しておりましたハラスメントの対象を相手という表現から他の者に表現を改めてございます。これは、ハラスメントの対象が必ずしも、議員さん皆様方の発言の相手方に限定されるものではなく、発言者自身以外の者を対象にすることを明確にするものでございます。

次に、第4条におきまして規定する内容が、議長の倫理的な義務ではなく、具体的に果たすべき義務を規定しておりますことから、第4条のタイトルを議長の責務から議長の職務に改めております。

また、第4条の第4項を新たに設けまして、議長がハラスメントの内容を精査するに当たり、議長だけでなく、弁護士等の専門的な知識及び経験を有する者が相談者または申立者のヒアリングを行うことができる規定を追加したものでございます。この第4項の新設に伴いまして、第3項に規定しております内容の精査を明確にするため、前回の素案では同一の項で規定しておりました内容の精査と事実関係の調査をそれぞれ第2項と第3項に分割して規定いたしております。

次に、第6項を新たに設けまして、ハラスメントの調査を行うために開催いたします代表者会議に弁護士等の専門的な知識及び経験を有する者を出席させ、意見を求めることができる規定を追加してございます。

最後に、第7項におきまして、ハラスメントが確認された場合の議長の当該議員への措置といたしまして、前回の素案では、指導、注意、その他必要な措置としておりましたものを指導、注意、当該議員の氏名の公表、その他の必要な措置に改めてございます。これは、ページを返していただきまして、裏面の第7条に規定いたします議員の義務として、当該ハラスメントに関し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとする規定から、当該議員の氏名の公表を明確に除外するために改めたものでございます。

そのほかにも、字句の修正等を行った箇所がございますが、主な変更点につきましては以上でございます。

説明は以上でございます。

**○綿引委員長** ありがとうございます。

若干補足をさせていただきますが、前回、各委員さんから様々な御意見をいただきました。今、御説明があったように、総務法制課におきまして若干の文言の整理をさせていただいております。また、論点の一番大きな要因となっております第4条、議長の職務ということで変更させていただいておりますが、第三者機関を設けたほうがいい、あるいは代表者会議に有識者を入れる等で意見が分かれていたところでございます。その辺のところはですね、十分留意をしながら今回正副委員長で素案の作成をさせていただきました。この後ですね、各会派からですね、今回の素案を含めて会派の御意見を伺ってまいりたいところでございますけれども、前回、やっぱりちょっと御発言をされる方に偏りが大変多くあったというふうに感じております。なかなか新人議員さん、手が挙げられないような状況もありましたので、今回は、会派の御意見を伺う前に、ぜひですね、この間、御発言をされていない方、できれば挙手で御発言をいただきたいと思いますがいかがですか。なければそのまま会派代表の方にお伺いをしてまいりますけれども。

田尻委員。

**○田尻委員** ありがとうございます。

私としましては、本日この修正して提出されたものの御説明を伺いまして、やはり新設されました議長の職務、第4条のところのやはり4項、6項というところで、4項にあります必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者に行わせることができるなどといった、やはりこの条例にとっても必要なことを明記されたことで、よりよくなったと考えます。ありがとうございます。

**○綿引委員長** そのほかございますでしょうか。

須田委員。

**○須田委員** すみません、時間をいただいてありがとうございます。各会派の代表の前に申し訳ないですけど、ちょっとこれ、意味を確認したいんですけど、私、前回言ったのは、必ず第三者機関に、何かあった場合には相談すべきだということを私は言ってきました。そうじゃないと、今はないですが、10年後、20年後に議長に賛成している人というのはあくまで多数派に属することが多いと思われます。そのときに、この権限でやると、議長は何々できるというのが2件あります。これって議長が必要ないと思えば呼ばないという措置ができるということでしょう、これ。そうしたら同じですね。議長は、ああ、いいよ、いいよ、有識者なんか呼ばなくていいよということができるという解釈ですか。呼ぶこともできるし、呼ばないこと

もできるって、委員長でも事務局でもちょっと教えてほしいです。だとすれば、意味がないと思っているんですよ。

○綿引委員長 事務局。

○大嶋議事課長 ただいまの須田委員の御質問にお答えいたします。

条文に記載のとおりですね、どちらも議長の権限の中でできると。

○須田委員 呼ばないということもできる。

○大嶋議事課長 十分この中で、できると。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 だったら、同じじゃないですか。議長が決めていいよというだけですもの。それが駄目でしょうって、平等性を欠いちゃうでしょう。例えば私が議長になっていて、私がすごい人情味厚くて、仲間意識ある。あっちから何か言われても、そんなの呼ばなくていいよと言ったら、平等性がないじゃないですか。そこが問題だと、私、この前言ったんですけど、皆さんがそこに平等性がなくていいよと、やっぱり議長の権限だよ、やっぱり議長が代表なんだからそれでいいよというんだったら、それで結構ですけど、それをやったときに絶対数の横暴が将来的に出ますよとこれだけ言ってきたのに、結局、文言を変えて内容が変わっていないに近いじゃないですか、呼べるよというだけで。職務と責務と書いてあるから、職務だから絶対呼ばなきゃなんないのかと思ったら、第三者、例えば、審査会だけど、政務活動費の審査会なんか、もう設置する要綱ができていないじゃないですか。これに対して要綱をつくらないということでしょう。設置する要綱をつくらないで、例えば弁護士会から何人とか、何々会から何人っていうのをつくらずに、結局、議長が自分で判断する。みんなの意見を聞きながら、自分で判断するということだったら、私は平等性がなくて数の横暴が通ることがありますよというのをずっと言ってきたんで、それで皆さんの御理解を得られなくて、それはそんなの要らないよということでしたら、皆さんの総意だったらそれで構わないですけど、必ず来ますよって、これ。この間もその話をしているわけですから、それをどういうふうに平等性を担保できるのか、客観性が担保できるのかというのが、ちょっと説明をください、それがなくて、やっぱりこれでいいんだよということなんですね。

○綿引委員長 前回も同じ御指摘をいただきました。新たに4項、6項で加えさせていただいて、須田委員さんからの御提案のものがいわゆる第三者機関を設けるほうが透明性が出る。

○須田委員 なんでもやると、議長権限で……

○綿引委員長 手法として透明性が高まるであろうという御意見の中で、その件についても検討をさせていただきました。折衷案というわけではないですけども、前回の第1回目に出させていただいた素案のところでは、そこまで明確に議長については規定をしていなかったという部分がありましたので、これは議長の、時の議長の状況によるということは十分想定はなされるものでありかと思いますが、全体の方針として、まずは議長の判断によるところで、そういった有識者、専門的な意見を行わせることができる入り口は整えたというふうに私自身は思っております。

ただ、これに関して、また様々御意見があると思いますので、その点に関してほかの皆様から御意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○須田委員** これ議員が、議員同士で判断するというのは無理ですよ、無理。やっぱり客観性を持たなきゃ駄目。最終的には裁判ですね。裁判が正しいけど、だって無理じゃない、自分らで考えても、どうやっても。じゃ、誰々さん、小泉さん、こんなのあったって。いや、それはな、そこまでじゃないんじゃないのって、その判断を、これはセーフじゃないですか、アウトじゃないですかって、その判断は感情によってずれちゃうことが多いじゃないですか。だから、平等性、客観性、それから市民にきちんと理解できる、市民が、ああ、議員さん同士でお手盛りでやったんじゃないねって、ちゃんと外の第三者機関とかそういうの、そのシステム、第三者機関じゃなくてもいいです。そういうものにきちんとかけたんですねというような形が担保されないと、やはり議員同士でごちゃごちゃやったんだなという疑心感が出てくることだって、今はなくても、出てくる可能性があると思いますよ。それはどうなんですか、そのところはそれで、皆さんがそれでいいんじゃないですよ。結局は、じゃ、やったけど、議長は何かあったときに、今の議長はそんなことないですけども、将来の議長がそんなの呼ばなくていいよ、恐らく首になっちゃうだろうなんてことだったら、そういうことがある可能性があるのを排除しておいたほうがいいんじゃないですかということですから、あとは、皆さんの御意見を聞いてもらって。

**○綿引委員長** それでは、ただいまの須田委員の御発言に関する御意見等があれば、お願いをいたします。  
打越委員。

**○打越委員** ありがとうございます。

私が感じたこの新しく入りました第4条の第4項と第6項のところの中で、必要に応じてという文言に関してなんですけれども、例えばこのハラスメントとかがあった際に、どうしても被害者、加害者というものがある存在することになると思うんですけれども、例えばされた側、被害者側の心理としては、絶対に第三者委員会にかけなくちゃいけないというようなゴールがあるとすると、例えばそれさえ言わなくなるという可能性もあるのかなと、必ずしもきつい条例をつくって、法律だよ、絶対守ってねと言ったからといって、こういう問題って根絶するかどうかというのは、私が申し上げることではないかもしれませんが、人間の闇みみたいな部分なものでいじめがなくなるという、例えば小学校の問題とかもそうですけれども、駄目なことが分かっているにもかかわらず起ってしまう、こういう炎上というものがもし社会的にあったとして、その上で、そういう何かがあったときに、必要に応じてという幅、振り幅があることで、もちろんこれは第三者委員会にきちんとかけるべきだという事例であるとか、これは議長に報告しておきたいことであつたところとどめてほしいという、その被害者側の心理なんかにとも対応できるのではないかなと思ひまして、必要に応じてという文言は必要なのかなと感じたところです。

以上です。

**○綿引委員長** そのほかございますでしょうか。

それでは、すみません、ちょっと最初に立ち戻らせていただきます。

ただいまありました須田委員、打越委員の御意見も踏まえて、改めて各会派ごとに御意見を賜ってまいりたいと思います。

また、これまで同様に、公明党さん、よろしいでしょうか。

**○黒木委員** 条例をつくった上で、運用規程の中で、今、須田委員さんからも出たように、議長に相談して

も扱ってくれなかったという場合は、副議長にその役割を担っていただくという部分を明記していただく。  
また、議長に相談しても、副議長に相談しても、両方とも扱ってくれないよといった場合は年長議員に預かっていただくとかですね、運用規程の中でしっかり細則を設けて、そういう不安を払拭できる細則をしっかりとつくるべきだと、そのためにはまず条例ができなければ細則もできないでしょうということですので、これは必要最低限というか、こういう条例（案）で私はいいと思います。

○綿引委員長　ありがとうございます。

次、共産党さんお願いします。

○田中委員　まず、前回よりはかなりよくなったと思っておるんですが、今、議論になっている部分について、よりよくなるかというふうには思っております。というのは、1つは、前回もあったと思うんですけど、相談の窓口としてどういう仕組みが必要かということなんですけれども、これは受け手は基本的に、今、議長ということになっているわけですが、いきなり議長というアクセスは非常にハードルが高いというのは誰が考えても分かることなので、その点はどうしていくべきかというのは、条例で規定するか、運用規程でやるかというのはあるんですけれども、その辺の議論をしていかないとというふうに思います。

それから、第三者機関の問題ですが、例えば私も、今、会派の意見ですけど、事案が出たときに、事の性格とか、あるいはどういう処分というか、議員に釈明をさせ、反省をさせるかとか、公表はされるんだけど、どの程度が正しいのかという判断は非常に難しいというか、むしろその専門家でもありませんし、できないような気がします、私はね。なので、そういう専門的な知識、経験を有する方が関わるというのは必要なことではないかなというふうに思います。その点を必要に応じてという規定でいいのかどうかということちょっと今考えているところであります。

もう一つは、これを言ったら切りがないんですけど、議長がもし起こした場合にはどうするんだということもあります。ですから、そういうことも含めたことも何か考えておかないと、実際の運用上問題が起きるかなというふうに思っています。

以上です。

○綿引委員長　続いて、立憲みとさん、お願いします。

○滑川委員　おおむね賛成の立場なんですけれども、ちょっと気になる箇所がございまして、先ほど須田委員からもありました、議長の職務の第4条のところの4項のところ。今頂いたこの案文ですと、議長は、第2項に規定する内容の精査について、必要に応じてというふうに記載があるかと思うんですが、私たち立憲としては、必要に応じてという文をカットして、双方の求めがあった場合は、に変更していただきまして、専門的な知識及び経験を有する者に行わせることができるではなくて、どちらから求めがあった場合、最後の行わせることができるよりかは、なければならないというようなほうがいいのかというふうに思いました。

あと、もう一点、ちょっと質問がございまして、ちょっとこの文章からなかなか私もまだ読み込んでおらず申し訳ないですが、これも何かあった場合は、最初に議長にもこういったことがあったんだと事実を報告した場合は、すぐ代表者会議に諮られるということなんです、事実関係の調査を行うために代表者会議にかけられるという解釈でよろしいでしょうか。

○綿引委員長 先に今の御質問にお答えをしたいと思います。

まず、事案の大小は別にして議長のほうに話がありました。議長は専門家ではございませんので、専門家に必要に応じて相談をすることができる。その上で、議長の判断で代表者会議にかけるという流れになろうかと思います。

もう一つ、ちょっと今の滑川委員の発言で確認をしたいんですが、今、双方の求めというふうにありました。双方というのは、どなたとどなたになりますか。

滑川委員。

○滑川委員 分かりやすく言うと、被害者と加害者というか、被害者ですと、恐らく加害者の方も恐らく悪気はなくて、無意識にやってしまったパターンもあるかと思うんですよね。もしかしたら、加害側のほうも弁護士さんなり第三者の専門家の方にちょっと入っていただきたいという要望がある可能性も大いにあるので、そこはきちんと双方の事実関係を調査する上でも、双方いずれかの求めがあった場合はという形でちょっと提案をさせていただきました。

○綿引委員長 そうすると、まとめさせていただきますと、どちらか一方から求めがあった場合には、議長は調査をしなければならないという形での対案ということで、ありがとうございます。

水政会さん。

○小泉委員 何か水政会としてはなんですけれども、この根絶に変わったというところの冒頭の説明の部分からのお話でいうと、何かあたかも今ある問題があって、それを今後なくすために何かつくっていくみたいな話にも聞こえなくもないんですけど、今いろいろ意見が出ている最中で、そこまで急ぎでこれをつくらなくてはならない状態なのかどうかというところが、ちょっと意見としては1つ言いたいかなと。

今いろいろ意見が出ているので、それをきちっと整理をして、皆さんに関わることだし、先ほど来、須田委員が言われているように、未来、議員の方々にも大きく影響することでもありますので、そういった意味では慎重に意見を重ねてもいいんじゃないかなというふうにも思っております。なきゃなくてもいいような話も思ったりしますが、皆さんでこういうのをつくっていくという話なので、それに関しては賛成をしていこうというふうに思っております。

また、先ほど、須田委員からも話がありましたけれども、第三者の意見、設置するかどうかというのは、例えば1つ例にしますと、政務活動費のほうの運用、使途に関しての部分は、条例内で第三者機関の項目をつけています。第三者をしっかりと設置して、そこで見ていくということで、1つその例としては、水戸市議会ではそのケースはあるというところなんだと思います。ですので、今回のこちらがそういった形式まで取るのか、もしくはその手前段階のものにするのかというのは、これはそれぞれの委員さんと、また各会派の意見をしっかりと正副委員長を中心にまとめていただきながら、ぜひ全会一致で進めていければいいんじゃないかなというふうに思いますので、ちょっと一部意見もありますけれども、今の状態としてはそういった意見でございます。

○綿引委員長 魁、水戸さん。

後藤委員。

○後藤委員 魁、水戸といたしましては、この水戸市議会ハラスメントの根絶に関する条例ということは賛

成をしたいなと思っております。前回の紙とのその比較なんですけれども、前回は、防止というのをつけてあって、それは今回は抜いたってことですが、そもそもこのハラスメントをどうやってなくしていこうかというところから考えますと、やっぱり防止することがその根絶につながってくるということなので、その分けたということもよかったなと思います。

もし、議長が独断で多数派のほうに意見を吸い上げてしまう、もしかしたらその議長は人格者だと。その前、須田さんも人格者でありましたので、人格者であるのは大前提としまして、もしも多数派の意見を聞いて少数派の方の意見を聞いてくれないようなことがないように。もしだったら、この第4条の4のところ、必要に応じてとございますけれども、ここを必要に応じたとか、そういうふうにすると議長が独断で決めるというのもなくならないかなと思います。

○綿引委員長 続いて、誠和会さん、お願いします。

○松本委員 じゃ、すいません。なかなか、これね、終わりが難しい状況にあるんだけど、議長はということで、議長が精査をすると、ここに問題があるのかなと私は思うんです。議長が誰がなってもさ、議長の責任みたいなものがここに生じてくるのかなというふうに私は思うんですよ。だから、議長あるいはまた各会派の代表者とかここに付け加えるとか、そして、そこで審議をして専門委員会のほうに委ねるというようなその辺の扱い、文言を入れたらどうなのかなというふうな感じがするんですよ。だから、あとは、その必要に応じてとか、いろいろな問題もあるかもしれませんが、これはこれとして議長はというような1人に対して、要するに精査をなさいというふうに、この内容で見るとそのような感じもしますね。誰がなっても、もしそういう事件が起きたときに、議長の責任というものがかなりウエートが大きくなってくるといけないのかなというふうな感じが私はしますんで、議長または何々が精査をするというのを付け加えたらいいかなと思います。

今のところ、それしか、今のところ私は浮かばないんだけど、皆さんで御検討をお願いします。

○綿引委員長 では、最後に、国民民主党みとさん、お願いします。

○佐藤副委員長 いろいろと皆様からの御意見等をいただいているところでありますけれども、やはり全会一致に向けて、いましばらく議論の余地があるのかなと私は思っておりますので、そのように進めていければという、会派としての意見でございます。

○綿引委員長 それぞれ御意見を賜りまして、ありがとうございました。

須田委員から御発言がありました、議長という職務、責務に関しては、誰がなってもという部分もあろうかと思いますが、時の状況であったり、そういった懸念を払拭する何かしらのリスクヘッジをしておかなければいけないということに対して、まず、立憲みとさんのほうから、対案として先ほどありました、加害者、被害者からの求めがあった場合には、強制力が増す。あるいは、誠和会さんからありました、議長にとどまらず、もうほかの目が入った中でやっていくというやり方が1つ、対案として出ていたのかなというふうに思っております。

まず、この点について御意見等があればお伺いをさせていただきます。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 ごめんなさい、このことに関して何回も何回も、誤解されないように、議会というのはそうい

うことも起こりますよということでありましたけど、皆さんもちょっと想像してほしいんですけど、ある大学でパワハラ問題がありましょね。あのとき内部調査をしましたよね。内部調査をしてどれだけマスコミにたたかれたんですか。外部調査、外部を入れろとか、企業でもそうでしたよね、パワハラとかモラハラがあったときに、外部調査をしていない、内部だけでやっていると、これだけ責められる時代ですよ。議長だったら、議長が第三者機関は要らないと言った場合には、必要ないと言った場合には、じゃ、誰がというマスコミさんが入ってきますよね。一般論で言って、今、パワハラとかモラルハラスメントに関して、内部だけでやるということが認められていない時代が来ていますよ。それで、すごくたたかれています。となれば、やはりその第三者機関の認定を、例えばさっき言ったように、政務活動費に関しては水戸市においては、うちの小泉代表からも言いましたけど、条例内にうたっているわけですよ、その設置について。と考えれば、それをうたえないということは条例にはないんだから、もううちは何かそういうものの訴えがあって、さっき言ったように、加害者から、被害者からそういう訴えがあった場合には、当然ながらそういうことをきちんと外部にもちゃんと委託するんだよと。その委託先の外部の中には当然、議会の意見というのも当然入れなきゃならない、これは常識と考えれば、議会の人間も何人か入る、例えば議長、副議長、何人か入る、それに対してそれより少ないかもしれないけれども、外部の委託の方も出てくる。仮に6人が議会から出てきました。外部からは5人でした。5人が全員パワーハラスメントと認めています。6人の議員が全員ハラスメントと認めていませんという結果になれば、結論としてハラスメントじゃないとなるかもそれないけれども、社会的には一般の方は全員認めましたよということが、秘密会議にしない限り表に出るんで、やはりそういう意味では今の時代は、もう議会にとどまらずハラスメントに関してはやはり私たちが判断するレベルのことではなくなっていると。それが当たり前だ、当たり前という言葉は好きじゃないんですけど、それがよく見かけられる、そういう意味では、その部分をもうちょっと盛り込んだ——ただね、それをやれって言っているわけじゃないですよ。すごく一生懸命、急いで、なかなか早いスピードでスピード感があることは大切ですよ、始まったんなら、早くやったほうがいい。だけど、もうちょっと透明性がつく、そういうものを盛り込めるようにしていけるような、また案があれば別にいいですけど、なければそういう形で、実は外に委託するということも当然前に、議会だけじゃなくてやっていますよということを御理解いただきたいと思っています。

以上です。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

鬼澤委員。

○鬼澤委員 今、須田委員さんからお話がありましたけれども、これは本当に社会通念上、間違いなく実施、現代の社会の中では、パワハラ、モラハラ、いろんなハラスメントに対してそういった対応を取っているのが通常だと思います。ただ、この議会内でのハラスメントという部分については、やはりここにはどうしても加害、被害というものが必ず伴ってきますので、そうしますと加害者側の言い分、被害者側の言い分、もちろんそれをしっかりと精査する必要があるということ、そして、先ほど滑川委員さんもおっしゃっていたように、この被害者が望むか望まないかという、ここ非常に難しい部分がありまして、これを公にすることは望んでいないのというような思いを持ってお伝えする方もいるかもしれない。もちろん徹底してやって

いただきたいというふうに思って訴えをされる方もいるかもしれない。そうなったときに、議長のみにこの文面だと取られてしまうんですが、これは実際は議長だけではなくて、議長に話があれば、議長は必ず例えば代表者会議を招集してとか、そして訴えた側の人間の要望に従って第三者を入れてということが私は可能だと思いますので、これを第三者委員会を設置するとなった場合には、間違いなく、必ずこれ公表になりますから。そうなったときに、本当に被害者がそれで救われるのかというと、私は、個人的に決してそうは思えない部分があつて、被害者のほうもできれば内々にやってもらいたかったのに、こんなふうになっちゃつて、逆に被害者の立場も危うくしてしまうようなケースというのは、これまでにたくさんありました。実際にいろんなところでの、こういった第三者委員会を入れたために。それぐらいの覚悟を持ってやるというならば別なんですけど、誰もが誰もそう思って訴えを起しているとは思わないので、ですから、その辺りは、この議長はという部分のところには、議長は必ず代表者会議を招集して、それを伝えるとともに、そしてこれは加害者、被害者両方あり得ると思います。第三者を入れてぜひこれは精査していただきたいという要望に沿って、第三者委員会とは言わないまでも、この代表者会議プラスアルファでしっかりと精査をしていくというような判断で私たちが理解していればいいのかと。それをちょっと僕も、今、文言的にどういうふうな文章にすれば、それがしっかりと伝わるか分からないので、ちょっとそこはもまないといけないかと思いますが、気持ち的にはそういうふうに捉えたほうが、マストであると結構厳しくなってしまう部分があります。私は、それ加害側を擁護している意味ではなくて、被害者をより救済するためにマストは危険を及ぼしてしまう可能性もあるという点で、御意見を出させていただきました。

以上です。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

小泉委員。

○小泉委員 今の須田委員、または鬼澤委員の話も思うところなんですけれども、ただ、僕が思うのは、まず、被害者、加害者が確定していないんですね。その前の話をどうするかというのが今の話なので、要は、先ほど来、第4条にもありましたけれども、そこはちゃんと理解した上でこの話をもまないと、相談があつた時点だけで、もう加害、被害が決定しているわけではないので、その手前ですよ。だから、まず疑義があるということで、じゃ、その取扱いをどうしようかという段階でこれへ入ってくることになるので……

○綿引委員長 第4条の2項。

○小泉委員 そう、だから、ここの部分に関して、その確認、ちょっと意見として言わせてもらえればと思ったので。

○綿引委員長 発言の途中で申し訳ございませんでした。

第4条の2項、議長は、前項に規定する、相談又申立てを受けた場合には、その内容を精査しなければならない、この時点で精査に入る。精査に入る際に、必要に応じて専門的な知識及び経験を有する者に行わせることができる。なので、今、その2項のところは、多分皆様で合意をいただいている前提で私は議論を進めさせていただいておりました。先ほど滑川委員から御提案があつたところは、その先の、今、小泉委員からもあつたみたいに、加害者、被害者がある程度想定をされる状況において、利害関係者のどちらから求めがあつた場合には、その次のステップに進むということで記載になっていると思いますが、小泉委員、よ

ろしいですか、そういうことで。

○小泉委員 みんなで書く紙に入れてよ。

○綿引委員長 はい。

そこをちょっと皆様でもう一度御確認をいただきたいというふうに思います。

先ほど黒木代表のほうからも御発言がありました。そういった内容のところを条例の本文のところで記載をして、ちょっと言い方は選びませんが、かっちりやっていく中で始めたほうがいいのか、それともある程度幅を持たせているという言い方が正しいかどうか分かりませんが、運用規則ないし細則のところ、そういった縛りをかけていく2通りの方法があるかと御意見の中で承りましたので、その件に関して御意見等がありましたら、御発言をいただければと思います。

○綿引委員長 滑川委員。

○滑川委員 先ほどの発言に対してちょっと補足をさせてください。

分かりやすくお伝えするのに、加害者と被害者という言葉をちょっと使わせていただきましたが、第4条の4項のところですね、必要に応じてというところを消去して、何にするかという言い回しのところでございます。ニュアンス的には、加害者と被害者というよりは、名前が挙がった方々、必ずしも1対1とも限らないと思うんですね。被害者が複数いる場合もあるでしょうし、もしくは今後、加害者となり得る方が複数いる場合もあると思いますので、文字でいうと、何人がふさわしいとかちょっとここでは申し上げられないんですが、当人いずれかのとか、ちょっとその辺は言い方が分からないんですが、そういったニュアンスで言わせていただきました。名前が挙がった方々のというニュアンスでした。ちょっと補足でした。

○綿引委員長 先ほど、田中委員、御意見だけでしたが、今の件に関して御発言をお願いいたします。

○田中委員 今そのことだけで言いますと、例えば双方の求めがあった場合、専門的知識を有する者にお伺いすることができるという、求めがなければできないのかとなっちゃって、求めがなくても議会側か、議長から意見を求めたいこともあり得るのかなというふうに思ったので、その表現がなかなか難しいなと思って、今、聞いておりました。

もう一つは、第三者機関設置の関連なんですけれども、先ほど申し上げたように、やっぱり起こる事案をなかなか想定しづらいというか、どういうパターンが起きるか分からないし、加害、被害の内容も個々ばらばらなので、それに伴って代表者会議がその判断をする。つまり第4条の7項にある指導、注意、公表その他必要な措置と、その他必要な措置がどこまでメニューがあるのか現段階では分かりませんが、言わば裁判官みたいに判定を下す立場に代表者会議はなるというふうに思うとですね、それは私自身は非常に荷が重いというか、非常に難しいのではないかなというふうに思っています。それなので、やはり第三者的な専門的知識を有する方が、これが相当であるというふうに意見をいただくほうが客観性があるし、正しい判断に近づくのかなというふうに思っているの、その点が担保されるようにしたほうがいいんじゃないかと。つまり、第三者機関も例えば常にあつてですね、事案によって頼む頼まないはあり得るとしても、そういう担保はちゃんとあるんですよというふうにしておいたほうが、はっきりしていいんじゃないかなと。今聞いている範囲では……

〔「それは条文上で」と呼ぶ者あり〕

○田中委員 条文上で書ければ書いたほうがはっきりするのかなというふうに思います。

○綿引委員長 須田委員。

○須田委員 まず委員長の御配慮で、こういうコの字型になるとお互いに意見が言える、そういうようなやり方ができたことに、私、感謝します。というのも、私もその第三者機関、世の中は第三者機関が必要だよ、そういうのに委ねることが正しいと言いましたけど、先ほど鬼澤委員の意見や田中委員の意見を聞けば、確かにそのとおり委ねてほしくない人もいるわけですね。そうすると、1段階目として、その必要に応じてというのが当然必要だというのは、今、私は学ばせてもらいました。

しかしながら、その後ろ盾として、必要に応じたら最後には第三者機関にはきちっと行けるんだよという担保も必要だと思うので、私なんかは条文上で第三者機関をうたうけれども、その運用に関しては、一番最初は先ほど鬼澤委員さんが言ったように、基本的には加害者から訴えは起こらないわけですね、被害者と思っている方から訴えが起こるわけでありますから。その人の配慮をして、まずそのやり方としては1段階目はこうです、議長判断でこういう形、今みたいな形でやる。それでどうしても納得いかなくて、上に行きたいときには裁判に行くんじゃないで、まず第三者機関を入れた内部調査をきちんとしてもらうというような2段階ということに、ちょっと私も意見を改めさせてもらいます。ありがとうございます。

○綿引委員長 それぞれの御意見を踏まえて、いかがでしょうか。

今、おおむね論点がまとまってきたのかなというふうに思っております。まだ若干割れているのが、いわゆる素案で示させていただいた代表者会議に有識者、専門家を呼ぶのが第三者の目が入ったものになるのか、また、今、須田委員から御提案がありましたような形の、いわゆる純粋な第三者による……

〔「第三者に議員入れていいんだよ」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 もちろんそちらに議員が入る形での機関、前回の議論の中で出ていた、もう全くの議員が入らないというような選択肢になっていたのかなというふうに思いますけれども、今、前の2つのところにある程度意見が集約をされているのかなというふうに思っております。

小泉委員からも御発言がありましたが、決して急いでいるつもりはございません。私の個人的な意見を少し言わせていただきますけれども、議会がきちんとこういったハラスメントに対して積極的に関与していくという姿勢を示すことは、私は大事だというふうに思っています。その入り口のところがこの条例になってこようかというふうにも考えております。ただ、これはあくまでの私個人の意見ですので、そのように聞いていただきたいと思いますけれども、その中で、じゃ、今、議論が御意見が出ている中をまとめて、皆様でまとめていただいて、最後、成案にしていきたいというふうに考えております。先ほどの繰り返しになりますけれども、今、分かれている代表者会議に専門家を入れるのか、あるいは第三者機関に議員が入っていくのか、これに関して皆様から御意見を賜ってまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

決は採りませんけれども、この辺が決まっていかないと、先ほど黒木委員から御提案をいただいた、その先の条文上に盛り込んでいくのか、あるいは運用規程のほうで補っていくのかというところへ多分移っていけないと思いますので、ここまでは今日の段階で、ある程度御意見の集約を図ってまいりたいと思いますが、改めて、皆様いかがでしょうか。

土田委員。

○土田委員 ちょっとよくまだまとまってはいないんですけど、一応やっぱり須田委員さんも田中委員さんも言っているように、第三者機関の設置というのは必要なのかなということで、その第三者機関に何うかどうかは、その事案によって議会が判断できるとしても、この窓口として相談機関としての第三者機関が設置されることと、もう一つ、ちょっとずれるかもしれないんですけども、ハラスメントを訴える方が相談する窓口の設置も必要かと。前回もちょっと出ましたが、議長さんに言うしかないのか、議長さんに言いつらいみたいなことで、そのプライバシーが守られて、客観的な目線で話を受け止めてくれる相談窓口と第三者機関、議会として相談できる場所としての設置が必要だとは思っているので、それは条例に運用のほうで入れるのかもしれないけど、客観的な第三者機関があって、客観的な相談窓口があるというところは、条例の中にも示されているほうがいいのかなと思いました。

○綿引委員長 ただいまの御意見に対して、私も、私見も交えてちょっとコメントさせていただきますと、今回、素案をまとめるに当たり、どういった事例が起き得るのかなということは正副委員長、事務局含めて相談をさせていただきました。現実問題として、パターンとしては、議員間での問題、職員・議員の問題、市民・議員の問題に大きく大別をされるんであろうと。議員間であれば、現状のメンバーであれば言えるのかなというふうに思いますけれども、時、場合によっては言えない方も出てくる場合には、通常、何かしらの被害を負った方というのは、まず専門家に御相談をされる。その専門家というのは、一般的には多分弁護士等になるかと思いますが、その方を代理人として議長に申立てをすることが多分できるであろう。職員の場合、これもちょっと執行部側にもある程度見解を伺ったんですけども、職員の場合には、今、総務部のほうで例えば議員さんからこういったことがあったよという相談を総務部のほうで窓口を設けていて、執行部側は総務部から議長のほうに申立てをするような流れになる。一般の市民の方は、なかなかそもそも議長って誰っていうところから始まるような方もいらっしゃる可能性がありますので、多分そういった方は、警察ないし多分法の専門家のところへ御相談に行って、その上で水戸市の場合にはこういう条例があれば、議長が窓口になっているよということが多分分かるであろうと思っておりますので、議長が窓口であることに対するハードルが高いという御意見は賜りましたが、そういった相談窓口を設けるという御意見は受け止めますけれども、現状のところ、その設置の必要性はあまり感じられないのかなということで、この素案については、私のほうでは入れないで御提示をさせていただいている現状がございます。

その辺を踏まえて、いかがでしょうか。

先ほどからの繰り返しにもなりますが、ある程度、めどをつけながら前に進まないと、ここで止まってしまうとなかなかでございますので、一度暫時休憩をさせていただいて、この場の状態でちょっと各会派で、ある程度取りまとめをいただいて、改めて御意見を賜りたいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 1時52分 休憩

---

午後 2時 1分 再開

○綿引委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、各会派でおまとめをいただいたと思いますので、黒木委員のほうから順番にまた御報告をお願い

いたします。

○黒木委員 すみません、いきなり第三者委員会に行きますと、例えば悪用をする方がいきなり何とかしてくれと、黒木議員さんからこういうパワハラを受けましたと来たら、いきなり第三者委員会に行っちゃって、これが例えば選挙前なんかにやられた日には、もう政治生命を失いかねないという恐ろしい状況というものも想像できます。今回示された素案2で、これでやっていくこと。そして、先ほど申し上げたように、運用規程をしっかりと組み立てていくということが必要だというふうに思います。いろいろ入れていくとですね、ちょっと本題が外れてきてしまうのではないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○綿引委員長 続きまして、田中委員でよろしいですか。

○田中委員 相談の段階の説明は、それなりに理解をいたしましたけれども、第4条の4項について言えば、必要に応じてがなくても意味は通じるのかなと思うというのが1つなんですが、具体的に言えば、さっき提案があったように、双方の訴えがあった場合も含めて、必要に応じてというように明記すれば、さっきの意見は生かされるのかなという気はいたしますけれども。それで、先ほど来議論になっている第三者委員会の件について言えば、やはり私どもは、この第4条のどこかに1項を設けてですね、専門的な知識及び経験を有する者で構成する第三者委員会を設置するということを明記してはどうか。委員長からありました代表者会議に出席させ、意見を求めることができるということでしたけれども、その場合、じゃ、その専門家というのは1人なのか、複数人なのかということも、例えば専門家委員会をつくるとすれば、当然複数人でつくることになるだろうと思いますので、そういったのはあまり発動しないことを願うわけではありますけれども、それは手続としてきちんと依頼はしておくということがあって、条例上も明記してはどうかということでもあります。

以上です。

○綿引委員長 滑川委員でよろしいですか。

○滑川委員 今、田中委員がおっしゃったとおり、私たちとしても、第三者委員会の設置というのは必要かと思っております。例えば第4条4項の専門的な知識及び経験を有する者で構成する第三者委員会というふうに入っていればいいのかと思います。とはいっても、やっぱり議会の中で起きたことというのは、きちんと代表者会議で諮られるというか周知されることも大変重要だと、その思いもきちとございます。いきなり代表者会議というよりは、まず外部の方で精査をいただきまして、第4条5項に、今現状としては、議長は、第2項に規定にする事実関係の調査を行うために代表者会議を開催というふうに書いてあるんですが、議員同士で調査をするというのは正直ちょっと難しいのかなというふうに思うので、報告を行うためにとか、そういった形で代表者会議を開催することには賛成はいたします。とはいっても、公にしたいことなくてまずは第三者にちょっと調査をしてもらいたいとか、意見をお伺いしたいんだという場合もあるかと思いますが、その辺は必ずしも代表者会議を開くのかどうかとか、必ずしも第三者委員会にかけるとか、それは選択の余地があるのかとか、そういったところはちょっと皆様の御意見もお聞きたいなと思っているんですが、ちょっとまとまらずで申し訳ないです。そういった見解です。

○綿引委員長 続いて、小泉委員でよろしいですか。

○小泉委員 先ほど、休憩の時間をいただきましたけれども、正直やっぱりいろんな意見が会派内でもあり

ますし、また、各会派、そして議員にもあるんだと思うんですね。先ほど議長からお話がありましたけれども、もうこういう議論に入っている時点で、ハラスメントの根絶、防止に向けてもう積極的に臨んでいるという段階だと思うので、これが出来上がったとして、そこに対して後ろ向きなのか何もやっていないのかという話とはまた違うと思うので、そういった意味では、今、種々御意見がありましたけれども、おおむねA、B、Cパターンぐらいの話に絞られてきたんだろうと思うので、一旦、ここで結論までというわけではなくて、副委員長がおっしゃられたように、全会一致でみんなでこれをつくり上げるというのが一番望ましい形なんじゃないかなという思いも強くあるので、先を見れば、次のタブレットの話も控えていますし、一旦持ち帰らせていただく。プラス、今日の各委員の皆様の意見を集約していただいて、おおむねA、B、Cパターンとか、そういった形でまた事前なのか、会議を開いてからお示ししていただいて決めていくという形がよろしいんじゃないかなというふうに思います。

意見としては、もうこれまで私ども、だらだらいろいろ言わせていただいておりますので、それを集約していただければというふうに思います。

○綿引委員長 魁，水戸さん，鬼澤委員。

○鬼澤委員 先ほども御意見を述べさせていただいたとおり、ある程度何段階かでの、特に被害者側、もちろん加害者側も言い分というのがあるでしょうから、納得できなければ納得いくまでというのがあるかもしれませんが、先ほど私が想定していたのは、例えば、訴えがありました。そして代表者会議の中だけではと、ぜひ第三者も含めてということで、ここに書いてある代表者会議に必要な応じて専門的な知識及び経験を有する者を出席させというところを、双方どちらかからの申出によりというふうには考えたんですが、ただ、第三者委員会を完全に独立させてつくるとなると、今度はここに第三者を入れることが多分できなくなってしまうんじゃないかと思うんですよ。つまり代表者会議の中でどこまでそれが明確にできるか分かりませんけれども、それができないというのであれば、第三者委員会へとやったときに、その代表者会議プラスアルファの有識者というのは、もうそれが第三者委員会になってしまうので、多分。第2段階で代表者会議プラスアルファというのが、もうここはなくなってしまうので、つまり代表者会議の中ではっきりとした事実認定ができないということがあれば、では、第三者委員会に委ねてくださいということで。今度はそちらで有識者を含めた第三者委員会に議員さんが入るか入らないか分かりませんが、扱っていただくってなってしまうと、非常にそれは加害、被害、双方にとって重いんですよ、やっぱり。実際に大嶋課長と藤澤委員と私で北九州に行ったときに、ハラスメントの話がありまして、議会の中でも第三者を含めた会議というのはやっていますが、第三者委員会を正式に明記しているというところはほとんどない。それはなぜかというとお互いにその第三者委員会に話を持っていった時点で、先ほど黒木委員さんがおっしゃられたように、多分、どういう結論が出ようと、政治生命がそこで終わっちゃうんです。そうになると、多分、えっ、そこまでは別に思っていなかったのにみたいなことがやっぱり生じることを私は一番危惧しているのです。でしたら、このところは有識者を含めた代表者会議というのが、第三者委員会という名称ではなくて、それは第三者委員会に代わるものだというふうに——ただ、私たちは認識できても、先ほど須田委員がおっしゃったように、周りから見たときに、一方では第三者委員会という明記はないんですかと言われてしまえばそれまでだというのも、ただ、なかなか第三者委員会というのをここに明記するのはちょっと難しい。第三者委員会を

明記するのであれば、私は、第三者委員会をつくることは決して反対ではありません。ただ、反対ではないんですけど、代表者会議でちが明かなかったら第三者委員会に行ったときには、もうこれは戻せませんから、明らかに表には出なきゃならない、名前も出なきゃならない。そうしたら、多分、加害、被害、関わっている方は、その時点で皆さんは終わってしまう。そこが一番やっぱり心配するので、そこをうまくまとめることができればというふうに思います。そのまとめ方は、ちょっとまだ思いついていません。すみません。

○綿引委員長 誠和会さん、お願いします。

○松本委員 今ね、いろいろとね、意見が分かれています。要するに、私は、12月の議会にこの条例というものを取りあえずつくりたいという気持ちがあります。その詳細については、前にも申し上げましたように、運営規則の中にうたっていくわけですね。ですから、第三者機関の中に議員が入るか入らないかという問題については、私は疑問を持っています。ですから、議長が相談を受けたときには、代表者会議に専門員を呼ぶことができる、これがいいと思うんです。このとおりでいいと思います。そこでもんだ後、結論が出なければ第三者機関のほうに委ねていく。だから、この文章でいいのかなと私は思うんですけれども、いろいろ分かれていっては、いつになってもこれを条例化していくのには、とても12月には間に合わないとい私は判断しています。ですから、細かい文言については、運用の規則の中にうたっていく、取りあえず条例は立ち上げていくというのが私どものほうの考えなんですけれども、あとは正副委員長の権限というものが私はあっていいと思うんです。意見が分かれることは、民主主義の決め方として賛否もあるでしょう。委員長の権限もあるでしょう。そういう中で設定していかなければ、なかなかまとまらないのかなというふうに私は思っています。

以上です。

○綿引委員長 それぞれ御意見賜りまして、ありがとうございました。

前回から今回に至るまでのところで、今回示させていただいた素案2はベースに、たたき台になっているであろうというふうには認識をしております。その上で、やはり御意見が分かれたのが、その第三者機関をどのような位置づけで持っていくのか、別枠のところですぐ立ち上げるか、あるいは御意見があった代表者会議等を経て第三者機関へ移行をする形。そこで、やはり意見の隔たりが若干あるかと思います。また、その規定する内容、条例、条文のところについて、条文できちんと記載をしていくという方向性のものと、運用規程あるいは細則のところでは補っていくという考え方、ここも2つに御意見が分かれているというふうに承りましたので、申し訳ございませんが、本件につきましては、改めて各会派で持ち帰り検討をしていただき、次回改めて正副委員長のほうで素案を出させていただきますので、その上で、引き続き御議論をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、その他に入ります。

委員から何かございましたら発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○綿引委員長 それでは、この際、事務局から発言を求められておりますので、これを許します。

事務局、お願いをいたします。

○加藤総務課長 それでは、事務局からタブレット端末の導入につきまして御報告させていただきます。

お手元にお配りいたしました議会改革調査特別委員会資料②を御覧願います。

まず、1の導入端末の概要についてでございます。

先月、10月26日にタブレット端末の賃貸借に係る入札が行われまして、契約の相手方、金額及び今後のスケジュールが明らかになったところでございます。

端末としましては、以前に御説明申し上げましたとおり、iPad Pro, Wi-Fi + セルラーモデル、画面サイズは12.9インチのタブレット端末44台でございます。

通信サービスにつきましては、回線事業者はNTTドコモ、通信使用量は、1月当たり10ギガバイトでございます。

契約内容につきましては、契約の相手方は、NTT・TCリース株式会社、令和6年1月1日から5年間のリース契約でございまして、契約額は総額で2,218万9,200円でございまして、1月当たり36万9,820円でございます。

次に、導入システムの概要についてでございます。

会議システムにつきましては、富士ソフト株式会社のモアノートというシステムでございます。

主な機能としましては、画面同期機能、これは会議中、各議員のタブレット画面に説明中の資料が自動的に表示されるという機能でございます。そして画面分割機能、これはタブレットの画面に2つの画面を同時に表示する機能でございます。そのほか、画面上の資料へタッチペンを使いまして、メモを書き込むことができるなど、官公庁や自治体でも利用されている実績のあるシステムになります。

また、ビジネスチャットツールにつきましては、現在利用しておりますLINEワークスに代わるものとして、ワウテック株式会社のワウトークというシステムを導入いたします。

主な機能としましては、チャット機能、これは会話のようにスムーズに文章でのやり取りができる、リアルタイムでできる機能でございます。そして、掲示板機能、こちらはインターネット上で記事を書き込んだり、閲覧したりできる機能でございます。これらの機能を利用することで、スムーズな連絡や情報共有ができるようになります。

次に、資料の裏面を御覧願います。

3の今後のスケジュールについてでございます。

(1)の議場や委員会室等のWi-Fi環境の整備につきましては、11月末までには完了する予定でございます。

次に、(2)のタブレット端末の導入についてでございますが、12月中に納品が完了し、1月10日の常任委員会から試行運用が開始できるよう準備を進めてございます。

次に、(3)の端末操作研修会についてでございますが、1月10日開催の常任委員会の開催前に研修会を開催させていただく方向で、事業者と調整を進めているところでございます。研修会につきましては、日程等が決まりましたら御案内をさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願います。

次に、(4)の端末の運用基準についてでございますが、試行運用の状況等を踏まえまして、策定に向けた

検討を進めていただきたいと考えてございます。

報告は以上でございます。

○綿引委員長 それでは、本件につきまして御意見等がございましたら、発言をお願いいたします。

松本委員。

○松本委員 44台分というのは、どこまでの範囲なのか、台数なんか。44台、そしていろいろなセット36万9,000円、1人。

〔「44台分です」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 44台分。そうすると、1人頭幾らになる。5年分でしょう。台数が44台で、これだけ払う5年間で払うだけども、価格はいくらなの。買った場合。違うと思う。

○綿引委員長 事務局。

○加藤総務課長 ただいまの御質問にお答えします。

今回の契約のほうなんですけれども、内容としまして、タブレット端末とAppleペンシルというタッチペン、それと回線使用料、そのほか保守サービス等が含まれておりますので、単純にタブレットの機械だけではなくということでの前提となりますが、1台当たり月額としましては計算上8,405円ということになります。1台当たりですね。一月幾らかかるかというところで申し上げますと、8,405円になります。

台数の御説明ですけれども、議員さん分として28台、そのほか事務局、委員会で使うとして、委員会で16台ですけれども、各書記が2台持ちまして、出席説明員用として2台ずつを用意する予定でございます。ですので、各委員会で4台掛ける4ということで16台ということで想定してございます。

○綿引委員長 議員一人一台で28台、各常任委員会ごとに4台ということで、全部で44台ということでございます。

そのほか御質問はございますでしょうか。

マーサー川又委員。

○マーサー川又委員 導入システムの概要の(2)ビジネスチャットツールのア、システム名でワウテック株式会社についてなんですけれども、本年、2023年9月1日、つい最近です、キングソフト株式会社と合併しております。キングソフト株式会社は中国人が経営しているシステム会社なんですけれども、その辺の契約関係とか、ちょっと大丈夫かなと思ってちょっと不安になったので、今、発言してみました。ちょっと後で確認してください。

○綿引委員長 事務局。

○加藤総務課長 後ほど確認させていただきます。

○綿引委員長 そのほかございますでしょうか。

田中委員。

○田中委員 来てから研修もやるということなんでしょうけど、その運用上、執行部は2台だけというのは、どういうふうですか。執行部が今日の常任委員会みたいに、執行部側の説明資料というのが各課あるんでしょうけれども、それが全部入っていて、この説明する課長のところに回してみたいな、そういうことです。

か。そのちょっとペーパーとしばらく併用するんだと思うんですけれども、その辺の見通しを教えてください。

○綿引委員長 まだ運用、運営のところは何も御議論を皆様からいただいていないところでございます。その中でなぜプラス2台なのかの理由ということで、よろしいですか。

事務局。

○加藤総務課長 ただいまの2台分についてですけれども、イメージとしましては、マイク回しをして説明者は答えていると思うんですが、タブレット端末を同じような形で使う、そんなイメージで考えておりまして、実際に操作するものがどのようにするかは、これから検討したいと思っているんですが、資料はあらかじめダウンロードしてタブレットに入れておいて、それを操作しながら説明に使いたいというふうに思っております。

○綿引委員長 ほか、よろしいですか。

袴塚委員。

○袴塚委員 16台、分かりました。例えば1つの委員会で幾つかの部に分かれている。その部がいろいろな形で提案されることがありますよね。このときには、マイクと同じように、タブレットが回るんですか。じゃないと、きっとタブレット、僕たちが持っていて、ある委員会、部は、課は、タブレットを持っていなければ難しくなっちゃうと思うんですけれども、何か方法があるんですか。

○加藤総務課長 ただいまの御指摘ですけれども、確かにやり方についてはちょっと検討が必要かと思っております、実際に回しながらやるのか、それともある特定の場所に来てもらって、説明者が替わるのかとか、その辺については、今現在検討を進めているところでございます。

○綿引委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 お願いしておきますけれども、例えば総務環境委員会だと幾つかの部がある。そこに2台のタブレットがあって、いろいろな形で提案される。それを我々資料として見させていただく、このときになかなかタブレットをもらったから自分の項目が出ているということじゃなくて、やっぱり検索してそこを出す。それで説明するというような形になろうかなというふうには思う、違うんですか。それは、また後ほどの説明というんだったら、それは結構です。ただ、そういうちょっと心配があったので、マイクと同じように回ってくるとなると、ちょっと大変なのかなという気がしてお聞きしました。

○綿引委員長 事務局。

○加藤総務課長 ただいまの資料の閲覧なんですけれども、同期機能というのをを使うことで、議員さんの手元にある資料も同時に自動的に動くような形で考えております。議員さんが手元で操作しなくても、説明者と同じ資料のページが開いているというか、そういうような方法で考えております。

○袴塚委員 まあ、いいや、後で。

○綿引委員長 それでは、本件につきましては、改めて議題を選定させていただいて、皆様と運営、運用面で改めて御議論させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、当特別委員会の今後の予定につきましては、お手元に配付をいたしました資料③のとおり、年内は開催をまいりますので、御承知おきを願います。

以上をもちまして、第9回議会改革調査特別委員会を散会いたします。  
お疲れさまでした。

午後 2時28分 散会